

第 71 回 統計委員会議事録

1 日 時 平成 25 年 12 月 13 日（金）13：00 ～ 14：00

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、川崎委員、北村委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、中村委員、中村委員、野呂委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府官房総括審議官、井内内閣府官房審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 59 号の答申「造船造機統計調査の変更について」
- (2) 諮問第 60 号の答申「科学技術研究調査の変更について」
- (3) 諮問第 61 号の答申「全国消費実態調査の変更について」
- (4) 諮問第 62 号「医療施設調査の変更について」
- (5) 諮問第 63 号「患者調査の変更について」
- (6) 統計委員会専門委員の発令等について
- (7) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第71回統計委員会を開催いたします。

本日は、津谷委員、中山委員、深尾委員、前田委員が所用のため欠席です。

議事に入る前に、前回までの統計委員会に、所用により御欠席なされていた白波瀬委員

が本日御出席していただいておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

○白波瀬委員 東京大学の白波瀬です。

遅ればせながら、よろしくお願いいたします。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、説明をお願いいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容とあわせて確認いたします。

本日は、10月から部会で審議されてきました3つの基幹統計調査に関する答申案について御報告いただくということで、議事1、2、3がそれに対応いたします。

この答申に対応いたします資料が、資料1「造船造機統計調査の変更について」、資料2「科学技術研究調査の変更について」、資料3「全国消費実態調査の変更について」という形になっております。

その後、今月の委員会において諮問されます2つの調査があります。それが議事4、5に当たりまして、資料は、資料4「医療施設調査の変更について」、資料5「患者調査の変更について」になります。

そして、この諮問されます調査に併せまして、専門委員を任命いたします。資料6「統計委員会新任専門委員」、そして資料7「部会に属すべき専門委員の指名について」という資料になります。

ほかに参考資料が2つ、議事録等が用意されております。

私からは以上です。

○樋口委員長 それでは、第1議題であります「造船造機統計調査の変更について」の答申を検討したいと思います。

産業統計部会でこれまで議論されておりました諮問第59号の答申「造船造機統計調査の変更について」につきまして、西郷部会長から、産業統計部会での審議について御報告をお願いします。

○西郷委員 それでは、報告いたします。

資料は、資料1になりますので、御覧ください。

諮問59号の答申「造船造機統計調査の変更について」は、平成25年10月30日に開催されました統計委員会に総務大臣から諮問され、産業統計部会に審議が付託されました。

本件に関しましては、11月に2回部会の審議を行って、去る11月22日の統計委員会において中間報告という形で報告いたしました。その際、特段の御意見がなかったということ踏まえまして、答申案を取りまとめましたので、報告いたします。

答申案そのものは、資料1に書いてありますけれども、まず、全体の構成について説明いたします。

1 ページに「1 本調査計画の変更」、2 ページに前回の答申の際に出された「今後の課題等への対応について」、3 ページに「3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項への対応状況」があります。

それぞれ1番、2番、3番という順番で説明いたします。

まず、1 ページに戻っていただきまして、本調査計画の変更について、今回大きな変更というのは、今まで受注を把握していなかったのですが、その受注を新たに把握する。そのことに伴って、調査票の変更が生じたり、あるいは結果表章に変更が生じる訳なのですが、まず、全体的な承認の適否に関しましては、資料1の1ページの1の「(1)承認の適否」に書いてありまして、造船造機統計調査の変更を承認して差し支えないと結論をしております。

以下、承認して差し支えないという理由です。

まずは「(2)理由等」の「ア 報告を求める事項の変更」の「(ア)変更事項1(調査項目の追加)」です。

先ほど申しましたように、今までこの造船造機では、受注ではなくて、起工という、工事が始まった瞬間からを捉えるという形になっていた訳ですけれども、それが昨今の造船造機の需要と供給の動向に鑑みると、受注の段階から捉えたほうが良いという判断がありまして、それに関して受注を追加して、それに応じて表章等も改めるということになった訳ですけれども、それが受注を加えるということについて適切であるか否かというのが「(ア)変更事項1」です。

これに関しましては、先ほど申したように、国際競争を勝ち抜くという意味から、正確な統計が必要であるということで、適当であるという判断を下しております。

(イ)に関しては、削除する項目なのですけれども、増やす項目があれば、負担軽減の点から考えても、減らす項目を考えるということなのですが、それに関しましては、「主機関」に関してです。これに関しては、他の調査項目でも把握が可能であるという面があるので、調査票からは「主機関」の記入を削除するという案になっておりまして、これに関しても適当と判断を出しております。

今のが「ア 報告を求める事項の変更」という調査票の変更に関するものです。

今度は1ページの一番下のイになります。調査票で報告を求める事項に変更があったことを受けて、集計事項に関してどのような変更があったかということについて審議をいたしました。

まずは、受注というのが新たに調査票で捉えられるようになりましたので、それに応じて受注に係る表章の項目がふえるというのが1ページから2ページにかけての「(ア)変更事項1」になります。

次に、変更事項2は、受注を捉えるということに合わせて、船種に関してかなり詳細な表章をしておりますが、それによっていわゆる個体特定化の可能性が高まる。それをそのまま表章するという点について、いかがなものかという点を議論した訳なのですが、結

論から言うと、秘匿措置ということは特に施さずに表章するという形でまとまりました。

これに関しましては、まずは業界団体等にヒアリングを行っていただいて、そのまま表章することについて問題がないということを確認しているということ、それから、部会の中に団体の代表に当たる方も専門委員としてお迎えしていた訳ですけれども、その方からも特段問題はないという確認をいただいていること、従来もこのような形でかなり細かい表章で、たとえ隻数が1になる場合でも表章されていたという歴史的な経緯というものもありますので、ほかの調査とは大分様子が違うという点はあるのですが、この提案のとおりで表章することに問題はないということが確認できましたので、部会での結論としては提案どおり適切であると出しております。

以上が大きな1番の報告を求める事項の変更、表章上の変更についての結論です。

続きまして、大きな2番の(1)に行ってくださいまして「本調査のうち造機調査における調査対象の把握方法の妥当性」について報告いたします。

まずは、前回の答申において、本調査のうち造機調査について、現行の調査対象の把握で十分であるかというところが明確ではないというところがあるので、その点についてきちんと確かめろという宿題が出ておりました。

この事項に関しまして、国土交通省のほうで①、②の確認の作業を行っていただきまして、調査対象に捕捉漏れというものは生じていないだろうという決論をいただいております。

まずは、①のところです。造機調査の調査対象の把握には、法律に基づくものが2つある訳なのですが、当該報告では、造機調査の調査対象の把握が法律に基づく届出によって可能であるということ。それから、経済センサス活動調査との照合でも、調査対象の漏れというものが確認できなかったことから、調査対象の漏れはないであろうという確認を調査実施者にさせていただきました。

そのことから、名簿の作成に関しては、今回の対応の方法で適切であるという結論が下されたということになります。

次に、3ページに移ります。

本調査は、基本的に全数調査ではある訳なのですが、全てを調査の対象に含めると、対象の数が調査の規模に関してかなり大きくなるという懸念があります。そのことから、いわゆる裾切りというものを導入している訳ですが、その裾切りの基準というものが適切であるかどうかという点が検討されました。

今、裾切りの基準というのは、常時10人以上の従業員を使用する事業所ということにしている訳なのですが、常時10人以上という区切り方できちんと母集団の大きな部分、ほとんどの部分が捕捉し切れるのかということを検討していただきました。これに関しても調査実施者のほうで、①、②のところに書いてありますが、要約すれば9割以上のものが10人以上という基準で捕捉できるということ、これ以上裾切りの基準を上げてしまうと、逆にかなり大きな部分が捕捉漏れになるということが明らかであるということ、以上2つ

から、この「常時10人以上の従業員を使用する事業所」を操作的な定義として使うということが適切であるという結論をいただいています。

最後に「3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項への対応状況」、いわゆる宿題に当たる部分になるのですけれども、これに関しましては2点あります。

まず1点目は、用語の問題に関してです。本調査では、公的統計の整備に関する基本的な計画、最初の基本計画ですね。それにおいて、厚生労働省の統計、農林水産省の統計及び経済産業省の統計、国土交通省の統計とともに、府省横断的な生産動態に関する基幹統計というものを作れということが基本計画ではうたわれています。その指摘を踏まえて、各府省で検討を行った結果、生産動態統計の一元化に向けた取組というところで、次のとおり実施し、基本計画に応えるということになっています。

まず、用語を統一するということが①のところでは、「生産」「出荷」及び「在庫」について、各調査共通の集計事項とし、「生産動態統計」との名称で、「政府統計の総合窓口」に公表するということです。

②は、それぞれの統計で例えば「生産」「出荷」「在庫」等について、若干違った意味で使っているというところがあったのですけれども、その用語を統一して、なるべく定義に曖昧がないように対応するということです。

特に造船造機に関して、どのような用語の変更というか、統一が図られたのかということが4ページの最後のところに書いてあります。例えば造船調査では「しゅん工」を「生産」として表章する。また「製造高」を「生産」、「在庫高」を「出荷」として表章する。そういったような用語の統一を図るということで、基本計画に応える内容になっております。

以上で答申に関する説明は終わりますが、もし何か御質問等がありましたら、お答えしたいと思います。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

よろしければ、答申案についてお諮りしたいと思います。

「造船造機統計調査の変更について」の本委員会の答申は、資料1の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料1によって総務大臣に対して答申を行います。ありがとうございます。産業統計部会に所属される先生方におかれましては、御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

サービス統計・企業統計部会で議論をされております「科学技術研究調査の変更につい

て」につきまして、サービス統計・企業統計部会の廣松部会長から説明をお願いいたします。

○廣松委員 諮問第60号「科学技術研究調査の変更について」は、去る10月30日に開催されました統計委員会に総務大臣から諮問され、サービス統計・企業統計部会に審議が付託されました。

本件に関しましては、これまで計3回の部会での審議を行い、答申案を取りまとめるに至りましたので、報告をいたします。

説明させていただく持ち時間が限られていますので、11月の統計委員会以降に開催された部会の結果概要につきましては、ごく簡単にポイントのみ説明をさせていただき、詳細は答申案の説明をもって替えさせていただきます。

まず、2回目及び3回目の部会の結果概要についてですが、資料2の後ろについております参考資料を御覧ください。

第41回サービス統計・企業統計部会の2回目ですが、そこでは、まず1回目の部会で宿題とされた事項について、調査実施者から報告をいただきました。その後、審査メモに沿って、残りの論点、すなわち「2 前回答申時（平成24年1月20日付け府統委第5号）における今後の課題への対応」「3 報告者負担の増加への対応」「4 科学技術に係る統計調査の体系」及び「5 オンライン調査への対応」について審議をいたしました。

参考資料の2ページを御覧いただきたいと思います。エの部分で「本務者のうち博士号取得者」における「うち女性」の数の把握の必要性については、上から1つ目のポツにありますとおり、女性の社会進出は現政権の重要課題となっていることを踏まえると、今回調査から把握が必要ではないかという意見が複数の委員、専門委員からございました。これについては、調査実施者から、報告者負担が重い等の説明があったことから、次回部会に結論を持ち越すことにいたしました。

続きまして、3ページのオ「大学院博士課程（後期）の在籍者」が企業等に就職した場合の取扱いについては、上から1つ目のポツにありますとおり、ポストドクターの取扱いは重要である等の指摘があり、私のほうからも改めて報告者が混乱しないように記入の手引等で十分説明していただきたい旨、指摘をいたしました。これに関しましては、樋口委員長からも御指摘がありました。

それから、（2）前回答申時における今後の課題への対応については、イといたしまして「フラスカチ・マニュアルへの今後の対応」において、調査実施者から「公的一般大学資金の他の資金源からの分離」については、結論が得られていない旨、説明があり、これについては、今回答申においても引き続き今後の課題とすることにいたしました。

なお、今回の科学技術研究調査に係る部会は、最初は計2回を予定しておりましたが、2回目の部会で答申案の内容についてまで審議ができなかったことから、予備日として設定しておりました12月5日に3回目の部会を開催することといたしました。

2回目の部会の概要は以上です。

次に、3回目の部会の結果概要ですが、資料2の参考資料1の5ページ、第42回サービス統計・企業統計部会の結果概要を御覧ください。

3回目の部会では、まず2回目の部会で宿題事項になっておりましたことについて、調査実施者及び事務局から報告をいただきました。このうち、2回目の部会で結論を保留しておりました本務者のうち博士号取得者におけるうち女性の数の把握については、調査実施者から、新たに把握することとしたい旨、説明があり、部会としてもその結論を了承いたしました。

その後、事務局から答申案について説明が行われた後、項目別に審議いたしました。その結果、内容については、一部修正の上、了承されました。詳細は、後ほど答申案の御説明の中で触れたいと思います。

部会の結果概要につきましては、簡単ですが、以上です。

では、続きまして、資料2の本体のほうで、答申案に関してポイントを中心に説明いたします。資料2の1ページを御覧ください。

答申案は、1ページに「1 本調査計画の変更」、3ページに「2 前回の答申時における今後の課題への対応」、4ページに「3 今後の課題」を記載するという3つの構成から成り立っております。以下、順に説明をいたします。

まず「1 本調査計画の変更」に関しまして、「(1) 承認の適否」ですが、これは統計法第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、科学技術研究調査の変更を承認して差し支えないといたしました。

次に「(2) 理由等」です。

そのうち「ア 報告を求める事項の変更」のうちの「(ア) 変更事項1」です。そこに関しまして、具体的には、今までの調査では調査項目になっていました「営業利益高」について、これを削除する計画です。この計画に関しましては、現在既に稼働しております事業所母集団データベースの整備等の状況を踏まえ、適当と判断をいたしました。

次に「(イ) 変更事項2」です。これは「研究関係従業者数」の「研究者」の内数として把握する調査項目の名称を「主に研究に従事する者」から「専ら研究に従事する者」に変更する計画です。英語では、従来の「主に」を「mainly」と訳していましたが、「専ら」は「solely」という言葉を使うということにするというのですが、これにつきましては、企業等における研究者の専従換算値の適切な算出に資することから、適当と判断いたしました。

ただし、委員長からの御指摘にもありましたとおり、報告者が回答しやすいよう、記入の手引の記述を充実させる等の対応を行うことが必要である旨、明記をいたしました。

次に「(ウ) 変更事項3」です。これは「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」において、内数として新たに女性を把握する計画です。

2ページに移りまして、この把握に関しましては、女性研究者の支援施策の基礎資料に資すると考えられることから、適当と判断いたしました。

変更の具体的な形は、2ページの上の表の変更前と変更後の比較を御覧ください。

先ほど部会報告のところで申しました「大学等における本務者のうち博士号取得者」について、内数として女性を把握するように修正する必要があるとの指摘を御紹介いたしましたが、それにつきまして調査実施者において、指摘を踏まえ修正すると説明がありましたことから、既に対応しているとして、適当と判断をいたしました。

なお、こちらにつきましても、報告者が回答しやすいように、記入の手引の記述を充実させる等の対応を行うことが必要である旨、明記をいたしました。

次に「(エ) 変更事項4」です。これは「社内(内部)で使用した研究費」において「その他の経費」に含まれている無形固定資産の購入費等を分けて把握するため、新たに調査項目を追加する計画です。

その変更前と変更後の比較は、真ん中にあります表形式の比較表を御覧いただければと思います。

これについては、部会において、国民経済計算を担当する内閣府からも対応を評価するという意見がありましたことから、国民経済計算の推計精度の向上にも資することから、適当といたしました。

次に「(オ) 変更事項5」です。これは「社外(外部)から受け入れた研究費」及び「社外(外部)へ支出した研究費」において「公的機関」の区分を再編するとともに、外国の区分を細分化する計画です。

これは3ページの上にあります表形式の比較表を御覧いただければと思います。

これにつきましては、フラスカチ・マニュアルとの整合性を確保するなどの観点から、適当と判断いたしました。

次に「(カ) 変更事項6」です。これは「従業者数」の「研究本務者」において「医局員・その他の研究員」を「医局員」及び「その他の研究員」に分割する計画です。

これにつきましても、研究者の専従換算値をより正確に算出することに資するという観点から、適当といたしました。

ただし、これにつきましても、報告者が回答しやすいように、記入の手引の記述を充実させる等の対応を行うことが必要である旨、明記をいたしました。

続きまして「イ 集計事項の変更」です。これにつきましては、今、紹介をいたしました変更に伴い、本調査の結果表章を適切に変更するというものでございまして、変更に関しては適当と判断いたしました。

続きまして、3ページの下3分の1のところにあります2、前回答申における今後の課題への対応についてです。

前回の答申では大きく2つ課題が挙げられておりましたが、そのうち「(1)『定期的な見直し』について」については、総務省から科学技術研究統計研究会の開催や日本学会会議等の意見交換の実施といった対応を行っているという説明がありましたため、結論として適当と判断をいたしました。

続きまして、4ページの「(2)『フラスカチ・マニュアルへの今後の対応』について」です。

これにつきまして、総務省から科学技術研究統計研究会において、前回答申時において指摘されました4点を含め、見直しを行った結果、③として挙げられております「公的一般大学資金の他の資金源からの分離」を除き、結論を得た旨、説明がありました。

このため、部会の結論といたしましては、おおむね適当とし、今、指摘いたしました「③公的一般大学資金の他の資金源からの分離」については、引き続き後述「3 今後の課題」で示した方向で検討する必要があるといたしました。

また、部会では委員から「フラスカチ・マニュアルへの対応」については、実態経済・社会の変化も踏まえた上で検討することが重要である旨、指摘があり、これにつきましても「3 今後の課題」のところで明示することといたしました。

最後に3、今回の答申における今後の課題です。今回は、大きく2つ課題を挙げております。

まず「(1) 科学技術基本計画、フラスカチ・マニュアル等への対応について」です。

前段では、前回答申時に課題として指摘されました論点のうち、現時点で結論が得られなかった論点について、次期科学技術基本計画の開始年度、今、平成28年度を予定されているようですが、そこから1年以内を目途に結論を得る旨、記載しております。

また、科学技術基本計画、フラスカチ・マニュアルともに、改定が想定されておりますので、その検討状況を注視しつつ、実態経済・社会の変化も踏まえ、今回把握する必要が薄いと整理されている事項も含めまして、引き続き関係機関と連携し、調査項目等の見直しを検討することが望まれる旨、指摘をしております。

次に「(2)『採用・転入研究者数』及び『転出研究者数』の把握等について」です。

これにつきましては、今回の部会において、研究関係従業者数や「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」について議論があったことを踏まえまして、現行の調査方法は可としつつも、新たな行政ニーズを勘案しつつ、かつ、報告者負担にも留意しながら、調査事項のさらなる整合性の確保について、その可否も含めて検討する必要がある旨、指摘をしております。

答申案の内容についての御説明は、以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

「科学技術研究調査の変更について」の本委員会の答申は、資料2のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料2によって総務大臣に答申いたします。ありがとうございました。

サービス統計・企業統計部会に所属される先生方におかれましては、御審議どうもありがとうございました。

それでは、3番目の議題に移ります。

人口・社会統計部会で議論されております諮問第61号の答申「全国消費実態調査の変更について」につきまして、部会長の白波瀬委員から説明をお願いいたします。

○白波瀬委員 よろしくお願ひいたします。少々お時間をいただきたいと思ひます。

全国消費実態調査の変更については、平成25年10月30日に開催されました第69回統計委員会に、総務大臣から諮問され、人口・社会統計部会に審議が付託されました。

本部会では、これまで11月に計4回の部会審議を行いました。このうち、第3回までの部会審議結果につきましては、11月22日の統計委員会において津谷部会長代理から中間報告の御説明をいただき、特段の御意見はなかったと伺っております。

11月26日の第4回の部会では、私と事務局が相談して作成いたしました答申案について、委員、専門委員の皆様にご審議いただきました。その結果、部会でいただいた御意見を踏まえまして調整し、このたび、答申案を取りまとめるに至りました。

本日、資料3の全国消費実態調査の答申案を御説明する際に、第4回部会の議論を御紹介しつつ、説明したいと思います。

それでは、答申案について御説明いたします。資料3を御覧ください。

まず、全体の構成について述べます。

答申案の構成といたしましては、1ページからの「1 本調査計画の変更」、次に7ページからの「2 前回（平成21年）答申における今後の課題への対応」、そして最後に9ページからの「3 今後の課題」という3つの構成で成り立っております。

次に、内容についても答申案の順に説明いたします。

まず、資料3の1ページの「1 本調査計画の変更」の「（1）承認の適否」については、統計法第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「全国消費実態調査」の変更を承認して差し支えないといたしました。

次に「（2）本調査の変更に係る基本原則について」です。

総務省は、本調査の統計委員会審議に当たり、新たに本調査の平成26年実施に係る基本的な考え方を「基本原則」として作成しております。答申案の後ろに、その旨、添付しておりますので、御参照ください。5ページの（3）として掲載しております。

本調査は、この「基本原則」に沿って変更されていきますので、本部会では最初にこの「基本原則」について審議し、その内容の合理性及びその記載内容の必要十分性について確認いたしました。その結果を記載しております。

まず、（2）の冒頭部分には、今回の審議における「基本原則」の位置づけと、部会での基本方針を記載いたしました。

次に「ア 基本的な考え方」ですが、これは「基本原則」の根幹となる部分であり、平

成26年調査の哲学と方向性について前向きの評価を加えつつ、合理的であると判断しております。

「イ 調査事項」については、(ア) 所得、(イ) 消費、(ウ) 資産、(エ) 世帯属性の各項目について、第1段落目で「基本原則」に記載の内容、そして第2段落目で、その内容について合理的であるとする結論を記載しております。ここでは、内容のポイントのみ説明させていただき、詳細は4ページ以降の個別の変更事項を説明する際に触れます。

「ウ その他」については、(ア) 調査票様式は利用者ニーズの観点から、(イ) 調査方法はオンライン回答について閣議決定との整合性について、(ウ) 調査系統は調査依頼の困難性を踏まえた調査系統の別について、それぞれ「基本原則」の内容について合理的と判断いたしました。

次に、4ページから7ページにかけて、通常の調査計画における変更についての記載となります。部会では、個別の変更事項の審議に際しまして、「基本原則」との整合性に加え、報告者の方に迷わず記載していただくような設計となっているか、また、報告者負担の観点、更に作成される統計の品質確保の観点からも御議論いただきました。

「(3) 調査計画に係る調査事項等の変更理由」については、アとして「調査事項に係る変更」、イとして「選択肢に係る変更」について記載しています。

「ア 調査事項に係る変更」の「(ア) 変更事項1 (新設)」につきましては、配偶者の有無などの5事項の新設について、前回調査の答申における課題への対応と「基本原則」へも適合していることから、適当であると判断いたしました。

なお、育児休業の取得の有無及び記載に関する事項については、より正確、また精緻に把握するよう、調査票を修正したほうがよいとの意見があり、これについては総務省において速やかに対応され、今回の審議期間中に修正されました。ここでは、これらを統合して適当と判断いたしました。

「(イ) 変更事項2 (詳細化・整理統合)」については、調査対象とする耐久財品目について、「基本原則」に沿った見直しが行われており、これも適当といたしました。

「(ウ) 変更事項3 (削除)」については、本調査について記入者負担が大きいとの意見があり、記入者負担の軽減に資するよう、推計に不要となった調査事項の削除が行われるものであり、適当といたしました。

続いて「イ 選択肢に係る変更」については、まず「(ア) 変更事項1 (新設)」について、記入漏れや記入誤りを防ぐものであり、基本原則に沿った見直しであり、適当といたしました。

なお、部会審議においては、3カ月以上不在の家族の状況を把握する事項の選択肢に関して、公的な介護保険施設入所だけでなく、有料老人ホームなど、家計の収支に影響が大きい施設へ入所の場合も予想されることから、これも的確に把握できるよう選択肢を見直すことが必要との意見がありました。

これについては、総務省において既に対応がなされておりますので、その旨を記載した

上で、適当といたしました。

そのほか「(イ) 変更事項 2 (分割)」として学校の種別等の分解について、「(ウ) 変更事項 3 (統合)」として耐久財を把握する選択肢の統合について、また「(エ) 変更事項 4 (変更)」として「住居の建て方」の選択肢の変更について、更に「ウ その他の変更」については個別の変更理由及び「基本原則」への適合性を確認し、適当であると判断いたしました。

次に、6 ページ下の「(4) 報告を求める者の変更」です。1 調査単位区あたりの抽出世帯数を削減することが統計調査員の負担軽減と精度向上に資するものであること。その一方、調査単位区数は統計の品質確保のため、全体として全体調査と同程度の調査対象数を確保するために増加させておりますので、適当と判断いたしました。

次に、7 ページ上の「(5) 調査方法の変更」については、オンラインによる回答方式を全調査単位区に拡大するというものですが、閣議決定を踏まえた措置であること、これにより報告者の利便性と調査事務全体の合理化が見込まれることから適当といたしました。

ただし、地方公共団体における実査上の懸念を指摘する御意見があったことから、9 ページの「3 今後の課題」といたしました。詳細は後ほど説明いたします。

次は「2 前回(平成21年)答申における今後の課題への対応」ですが、冒頭部分では、前回答申における指摘事項と、このうち既に基本計画部会第2ワーキンググループにおいて整理済みの「家計収支の個計化の把握」については、審議の対象としないことを記載しております。

その上で、各指摘事項について論点を明確にするとともに、エビデンスを残すとの観点から、総務省の対応状況及び検討結果を記載しております。

時間も限られておりますので、内容については説明を省略いたしますが、部会では、これらの対応状況及び検討結果について、一つ一つ確認し、適当といたしました。

その上で、9 ページに本部会としての結論を適当である旨、記載しております。

その理由としましては、①については、他の調査との調整の対応が行われていること。

②については、可能な対応が行われており、既に家族類型別集計を行うための詳細な把握は記入者負担の増加や結果制度への影響の観点から、その必要性が認められないこと。

③については、正確な情報を得ることが極めて難しい、あるいは報告者が回答することに危機感が強い事項にあえて報告を求めることは、全体の結果精度に影響が出ることが強く懸念され、調査事項とすることは適当でないこと。

これらの理由により、総務省における対応状況及び検討結果を適当と判断いたしました。

最後に「3 今後の課題」を2つ記載いたしました。

(1)については、先ほどの7 ページの調査方法の変更を受けたものです。オンラインによる回答方式は、報告者が紙媒体による調査票と電子調査票によるオンラインでの回答のいずれかを選択できるという利便性が高まる一方で、統計調査員にとっては調査票の提出の有無を確認するための負担も想定されることから、総務省に対して、地方公共団体と

の連携を一層図ることを求めました。

なお、総務省からは、地方公共団体との連携を図る旨の発言をいただきました。

(2)については、より大きな観点から、本調査のあり方に関しての課題としたものです。この趣旨をかいつまんで申しますと、本調査の本来的な役割は、世帯の家計を各種世帯属性との関連から把握・分析することでありまして、本調査で得られるデータは統計として有用性の高い貴重な調査データの一つです。その前提のもと、今回の調査における変更事項は、特に介護及び育児等は社会の変容を反映するものであり、着実な実施が必要と考えます。

その一方で、これからは現在のみならず、今後の社会情勢において、家計に影響を及ぼし得る重要な事象であることから、今後もよりの確な状況把握を可能にするよう、継続して検討していくべきであると考えます。

以上の考え方から、本調査は本来的な役割は維持しつつ、将来的に発生するであろう社会の変容に伴う多様な要請に対して柔軟に対応し得るよう、次回調査においても引き続き、より適切な調査のあり方について検討する必要がある旨を「今後の課題」として記載し、総務省に検討を求めたものです。

以上が答申案についての説明です。

最後に、今回の部会審議において、オンラインによる回答方式を全調査単位区に拡大することについて審議した際に、審議協力者である地方公共団体から、オンラインにより回答を求めることについて、本調査の直接の変更事項ではないものの、重要な御指摘を受けました。

私としましては、これを重く受けとめておりまして、部会長として、一言意見を申し述べたいと思い、メモの形として、資料3の参考資料2として添付しております。最後に、これを読み上げます。

○ 統計調査のオンライン化の推進を図るための対応について

オンライン調査の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、統計データについては、オンライン調査の徹底について推進を図ることとされており、全国消費実態調査についても、平成21年調査にて一部地域で実施したオンラインによる回答方式を、全調査単位区に拡大して実施する計画とされています。

政府における統計調査のオンライン化の推進については、府省横断的な業務・システムの見直しが行われ、平成20年度から、総務省（統計局）が中心となって、「政府統計共同利用システム」の本格運用が開始されていると聞いています。

そこで、国民のオンライン利用の状況や関連の技術は日進月歩の勢いで変化しており、同システムについても常にこうした動向を踏まえて改善を図る必要があります。

今回の部会審議においても、答申には記載しておりませんが、審議協力者としてご出席の地方公共団体から、「過去の調査においてシステムにつながりにくくなった事案もあったことから、システムの円滑な運営に向けた環境整備を、政府にはできるだけお願いしたい。」との強い要請が出されました。

オンライン調査は、回答者にとっての利便性の向上や審査事務の効率化等、多くの効用が期待される反面、新たな財源の確保が必要になることは想像できます。

その円滑な実施のための環境を整備していくことは、政府においてオンライン調査を進めていく上での基礎となるものと考えており、例えば、調査実施時期等の把握をより早期かつ綿密に行い、その状況を踏まえ、システム容量の確保を行うといった工夫等により、一層円滑なオンライン調査環境の整備に向けてご対応していただくことを公的統計の整備について責任を担う統計委員会の一員としまして、期待しています。

以上、報告申し上げます。

以上で説明を終了いたします。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 意見ではなくて、単純な質問です。

今の御説明、オンラインについてはいろいろな問題があるということ、大変勉強になりました。

御報告の9ページの下「3 今後の課題」の中にもオンラインのことをお書きになっておられまして、一人の報告者が複数の調査票を別々のルートで出す場合、結構混乱するのではないかと御指摘かと思ひまして、こういう問題もあるのかと思つたのですけれども、「したがって」以降の円滑化に向けというのは、具体的にどういうことが対応策として考えられるのでしょうか。もしイメージがございましたらと思つて、質問させていただきました。

○樋口委員長 白波瀬委員、お願いします。

○白波瀬委員 これはいろいろな状況が想定されておりますので、具体的にこういうことということはないのですけれども、部会のほうでも多く指摘されたこととしては、大ざっぱにご説明すると集収方法が複数あるということは、調査票のデータを整理する際に、調査員にとって、負担が大きくなるという点などの御指摘がありました。具体的にいろいろな場面はあると思うのですけれども、調査票の回収をオンラインにしたから、もうこれで終了という形にもならないということを今回は強調したく、このような記載をしました。ここでの指摘は具体的にどうということかを申し上げると切りがございませんが、少なくともうまく連携をとっていただいて、実際の窓口に当たっていただいております地方公共団体の現場の方々の意見も十分にくみ上げて、円滑でより正確な政府統計をみんなでつくり上げていただきたいという気持ちをここで課題として申し上げました。

○樋口委員長 事務局は、何かこれについてありますでしょうか。

○須江総務省統計局長 私の方からよろしいでしょうか。

e-Stat、政府統計共同利用システムを運営管理しております総務省の立場から、一言申し上げさせていただきたいと思います。

部会の御報告は真摯に受けとめて、今後対応していきたいと思いますが、今年、一時的に起きた事象に関しましては、住宅・土地統計調査という標本数350万の調査が10月1日から始まるということで、そのピークに対応するために設備投資をしたものの、他省の統計と回答日が重なったという要素があって、一時的に発生したということであるのですが、直ちに処理能力とかも増強し、既に同じような状態はもう発生しない状態になっています。

ただ、いずれにしても、利便性の向上は心がけていかなければいけない課題なので、各府省とも連携をとりながら進めさせていただきたいと思っております。

○樋口委員長 ありがとうございます。

オンライン調査をせっかく同時に紙媒体と同じようにやっても、予想以上に回答率がオンラインを使ったものが低いという現状がありまして、なぜ低いのだろうかというところも、また研究をしていく必要がありますし、白波瀬委員の名前で出されました資料3の参考資料2というのは、全国消費実態調査に限らず、共通に抱えている問題だろうと思われるところもあります。これをどういう形で扱うかというのは、答申の方にはつけないで、別途ここで「主張され」という記録を残しておくことにしたいと思います。各府省に、特に総務省統計局を中心に御検討をいただきたいものとして残したいと思っておりますので、それはそれでよろしいでしょうか。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 この答申の扱いは、今、委員長がおっしゃったとおりでいいと思うのですが、今のオンラインの話は大変大きな論点ですので、これは次期基本計画のところでも取り上げたいと思います。

具体的には、既に諮問いただいている文書の中にも、その旨を記している部分がありますので、それは基本計画部会のところで説明申し上げたいと思います。といいますのは、これは、主として、第3ワーキンググループで議論すべき論点に関するものだろうと思っておりますので、私のほうから説明したいと思います。

ただ、1つだけ部会長メモとして出していただいたご意見に関する個人的な感想ですが、先ほどの質問にもありましたが、確かに回答方法の選択肢が増えるということは、回答者にとっては利便性が高まることなのですが、事務手続上、大変複雑になり、そこでいろいろ問題が起こり得るという点です。オンライン調査を導入している他の調査を見ますと、回答する曜日とか時間帯とかが結構集中していて、システム上、ピークのときだけを念頭に置いて設計すると、過大投資になりかねない。具体的には、普段は余り使われないのだけれども、夜の9時から10時ぐらいの時間帯とか、土日とか、そういうところでピークが来る。日中とか、特に平日の日中などには、余り回答は来ないという状況があります。そ

これは調査にもよるのかもしれませんが、そういう回答状況とか、その他のいろいろな要因を把握して、今後、オンライン調査を導入するときの基礎資料とすべきであろうと考えます。

○樋口委員長 ピークも世帯調査と事業所調査でまた違っていたりすると思いますので、悩ましいところだと思いますが、この全国消費実態調査に限らず、政府統計共同利用システムはもう少し使い勝手を良くしてくれないかということも、調査実施者及び回答者からも意見が寄せられておりますので、次期基本計画の中で、その点については、また後で御議論いただきたいと思いますが、とりあえず、このオンラインについての御議論はよろしいでしょうか。

そうしましたら、全消の方に戻りまして、御質問、御意見があればお願いしたいと思えます。

私の方からよろしいでしょうか。私の手元に調査票もありまして、要は、世帯調査、世帯員とは何か、家族とは何かということに係るような問題で、世帯員というのはあくまでも生計を一にし、そして同居しているということが前提になっていると理解しています。

今回につきましてとも言った方が正解かもしれませんが、それ以外の別居している、3カ月以上同居していない、不在にしているという者については、家族について別な質問をするということになっています。

これはお願いなのですが、過去に、子供が大学に行っているかどうかによって生計費がどう違うかということ进行分析し、奨学金のあるべき姿とかを議論したことがありますが、ここで世帯員の学校の種別とか、国公立、私立別というのは聞いているのですが、これはあくまでも同居している子供であるということ、別居といいますか、下宿しているとか、そういうものについては、これは一切聞いていないということになっています。

したがって、これは私の誤解だったのだというのがよく分かったのですが、子供が大学生である世帯とそれ以外で収入とか支出、特に授業料も含めてどう違うのかということを検討したときに、同居というのが頭になくて、別居している子供もそこには含まれてきているのだろうと暗黙のうちに考えたのですが、それで比較してしまうと往々にして間違いがある。

要は、恐らく別居の子供のほうが支出等々は、下宿代から含めて多いだろうと思えますので、これをもって全ての大学生がいる世帯といない世帯についての比較ではないということ。もし必要でしたら、同居している子供に大学生がいるという、集計結果とかですかね。そういったところを明記していかないと、大学生の子供がいる世帯とやってしまうと、行政上も政策的にも大きな誤解を招く可能性があるので、そういったところはやはり明記していく必要があるのかなと思います。

よく読めば書いてあるというのですが、私のようによく読まないでやっている場合に、これで奨学金を幾らにするべきかというような議論をされてしまうと、これは困るということですので、そこは誤解を招かないような集計の記述とかも必要ですし、あるいは別居

している子供については、一切調査していないのですね。単身世帯にも入っていない。子供が単身世帯で大学生だと、母集団から除いていますということらしいので、その辺りも誤解を受けてしまう可能性があると思いました。

○白波瀬委員 ありがとうございます。

多分、それはすごく重要な点で、私の研究テーマでもあるのですけれども、確かに子供がただ単身世帯で形成していたら、子供自体はデータの中に入っているのですから、違えるのですか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 事実関係を申し上げます。

この調査では、単身世帯であって、かつ学生である者は対象から除外しておりますので、学生といってもいろいろあるでしょうけれども、ほとんど大学生以上の方が多いと思いますが、そういったところは対象外、母集団に入っていないということはありません。

○白波瀬委員 ですから、そこは多分今回のというよりは、もう少し中長期的な話になってくると思うのですけれども、別の調査ですと、学生に係わらず、単身世帯が取れますので、そこで別居の場合はその単身世帯で、ただ、中を見てみると、確かにお父さん、お母さんからの仕送りが中心ですので、それを独立家計と見るかどうかという話も出てくると思うのですが、ただ、委員長がおっしゃったところについては、収入と実際の家計のところの世帯というのをユニットにしつつ、過小・過大評価が実は中で行っているということなので、多分集計の段階とか、調査を説明する段階でももう少し明確にしてもらった方がまずは重要なことだと思います。

○樋口委員長 まさに分居政策であるとか、そういったものを考える上で、この調査の持っている特性を明記しないと、日本の大学生の全部の生活費とかがこれだけかかるのだと誤解を受けると、少なくともアンダーエスティメートになるだろうなと思います。

また、おっしゃるように、単身世帯の中に大学生は含まないというのは、私も実は先ほどまで知らなくて、そちらで含んでいるのだろうと思っていましたしかし、日本全体の母集団にはなっていませんということだったのですね。そういうところもありますので、これの持つ限界というものをどこかで明記していく必要があるだろうなと思いますので、よろしく願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 実施者として、そういった利用上の誤解が生じないように、いろいろな説明等をより留意していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○樋口委員長 ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、資料3についてお諮りいたします。

「全国消費実態調査の変更について」の本委員会の答申は、資料3の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、これによって総務大臣に対し答申を行います。どうもありがとうございました。

人口・社会統計部会に所属される先生方におかれましては、御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に入ります。

今度は諮問です。諮問第62号「医療施設調査の変更について」及び諮問第63号「患者調査の変更について」につきまして、総務省から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付統計審査官付調査官 総務省政策統括官室です。

まず、両調査につきまして、諮問の概要や前回調査に係る統計委員会答申における指摘等について、私の方から説明させていただきまして、調査計画の変更内容につきましては、調査実施者である厚生労働省から説明をしていただきます。

初めに、医療施設調査についてです。お手元の資料4のクリップを外していただきますと、一番下に「資料4の参考」という資料があります。この7ページに「医療施設調査の概要」という資料があります。

調査の概要につきましては、こちらで説明いたします。

医療施設調査は厚生労働省が実施する基幹統計調査でございます。その目的は、一番上の「調査の目的」に記載されておりますとおり、医療施設の分布や整備の実態を明らかにし、その診療機能を把握して、医療行政の基礎資料を得るというものです。

調査としては、「調査の目的」の下に記載しておりますとおり、2種類の調査がありまして、まず右下の動態調査というもの、こちらは医療施設の開設や廃止等の状況を毎月把握するものであります。それに対しまして、左側の静態調査は、医療施設の詳細な事項を3年ごとに把握するものです。

この2種類の調査で構成されておりますが、今回の諮問対象は、このうち左側の静態調査です。静態調査の概要につきましては、この枠書きに記載されております。まず、調査の対象は、病院や診療所といった医療施設、全体で約17万8,000余りあり、これら全ての医療施設を対象として、施設の種別別に作成している3種類の調査票である、病院票、一般診療所票、歯科診療所票を用いて、診療科目、設備、従事者数、診療・検査の状況等につきまして、都道府県、保健所を経由した郵送調査で、病院票のみはオンライン調査併用という形で調査を行っております。

前回調査は平成23年に実施されており、今回諮問対象となる調査は平成26年の調査ということになります。

調査結果につきましては、一番下の「利活用状況」というところに簡単にまとめておりますとおり、都道府県における医療計画の策定、あるいは診療報酬改定の検討といった際の基礎資料として幅広く活用されているほか、医療施設を対象とする各種統計調査の母集団情報という形でも利用されております。

次に、諮問の概要についてです。今回の諮問事項は、調査計画内容の変更を承認するこ

とについてであります。その内容につきましては、資料4の参考の1ページ以降の「諮問の概要」というところに記載しております。後ほど調査実施者のほうから御説明があるかと思いますが、主に医療需要の増大に対応する観点から、医療関係システムの導入状況や医療情報の電子化の状況、あるいは夜間救急対応の状況といったようなものにつきまして、より詳細な把握のために調査事項の変更を行うというものであります。

今回、御審議をお願いしたい事項としては、こうした調査事項の変更の適否といったもののほか、平成23年に実施されました前回調査に係る統計委員会答申で付された課題に対する対応状況についてです。具体的には、資料4の参考の9ページを御覧いただければと思います。こちらに課題として、一般診療所票及び歯科診療所票による調査へのオンライン調査の導入の検討というものが指摘されております。この課題への対応状況の適否についても御審議をいただきたいと考えております。

この課題につきましては、厚生労働省におきまして、前回答申を踏まえて検討を行ったところであり、その結果につきましては、あちこちページが飛んで恐縮ですが、少しお戻りいただいて、5ページ目、諮問の概要の「3 特記事項」の(1)で整理しております。

こちらに記載されておりますとおり、まず、オンライン調査の実施に当たり、使用することとなる政府統計共同利用システムでは、調査票の提出状況の確認の際に提出された調査票をシステム上で確認しようとしても、調査対象ごとに付されたID番号は表示されるものの、客体名までは表示されないといったようなこと、あるいはこの調査において地方公共団体が審査事務の一環として行っている提出された調査票と医療施設台帳との照合業務の負担の問題といったもの等々から、診療所を対象とした調査へのオンライン調査の導入は、今回は見送り、引き続き検討をさせていただきたいとしております。

しかしながら、オンライン調査の推進につきましては、現在、統計委員会に諮問させていただいている次期基本計画案の中でも、重要事項の一つに位置づけられているものでございまして、その重要性に鑑み、このような対応でよろしいかどうかということについて、十分御審議をいただきたいと考えているところです。

また、その特記事項の(2)に「医療機能の分化・連携の推進への対応について」という記載がありますが、こちらについてもあわせて御審議をお願いしたいと考えております。

近年、医療行政においては、限られた医療資源の有効活用を図ることが喫緊の課題になっておりまして、このため、現在その有効活用方策として、一般病床を、急性期、慢性期といった入院患者の病期で分類する機能分化というもの、更にその分化した機能間等の連携を図るといった方策に関する検討が行われているところです。したがって、本調査の中でこうした体制の検討及び実現に必要なデータというものを把握する必要がないのかどうかということについても御審議をいただきたいと考えているところです。

もう一つ、患者調査につきまして説明いたします。

資料5の束でクリップを外していただきまして、一番最後の「資料5の参考」を御覧い

ただければと思います。こちらの5ページをお開きください。

ここに患者調査の概要というポンチ絵的な資料がありますので、これで説明いたします。

まず、「調査の目的」です。本調査は、医療施設を利用する患者につきまして、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として実施しております。

調査は3年ごとに、医療施設は全体で17万8,000余りあり、その中から1万4,000施設を抽出しまして、そこの施設を利用した患者につきまして、資料の中程の「調査票及び主な調査事項」のところで表形式で整理しておりますが、「病院入院（奇数）票」など7種類の調査票を用いまして、入院患者、外来患者及び退院患者に係る受療の状況、あるいは来院時の状況、診療費の支払方法等につきまして、都道府県、保健所を経由した郵送調査で調査をしています。

こちらの調査も医療施設調査と同様に、前回調査は平成23年調査であり、今回諮問対象となる調査は平成26年調査ということになります。

調査結果につきましては、医療施設調査と同様に、診療報酬改定の検討等の基礎資料という形で利用されているほか、医療提供体制に関する様々な検討資料として幅広く利用されております。

今回の諮問事項についてですが、その対象となる調査計画の変更につきましては、「資料5の参考」の1ページの「諮問の概要」に整理しておりますが、主に患者の実態のより的確な把握、あるいは調査の効率的な実施等の観点から、傷病名や歯の欠損補てつの状況などに関する調査事項を変更する。また、調査方法に関しましては、病院を対象とした調査へのオンライン調査の導入、そのほかDPC調査データやカルテ情報といった外部情報を活用するといったことが計画されております。

今回御審議をお願いしたい事項としては、こうしたもののほか、こちらも平成23年に実施されました前回調査に係る統計委員会答申において課題が付されておりますので、こちらについても御審議をいただきたいと考えております。

それについては「資料5の参考」の7ページを御覧いただければと思います。ここの中で2点指摘がされています。

1点目は、先ほど変更内容の部分で触れましたDPC調査とか、レセプト情報の利用を検討することというものであり、この指摘を受けまして、DPC調査データを読み込む機能を付加した電子調査票というものを今回使用することとしています。

ただ、前回答申で指摘されましたレセプト情報につきましては、患者が医療施設を受診後、1カ月間に把握された全ての傷病名等の情報が記載されておまして、この患者調査で必要とされる調査日時点の傷病名等の情報を特定できないといったことがありますことから、その代替としてカルテ情報を活用することとしています。

2点目は、政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の導入を検討することです。

この指摘を受けまして、先ほども触れましたが、今回、本調査の調査対象である医療施設のうち、病院を対象とする調査ではオンライン調査を導入することとしています。その一方で、診療所を対象とした調査につきましては、実査機関の業務負担等の問題から、今回調査での導入は見送りたいとしています。

こうした前回答申で指摘された課題への対応状況についても御審議をいただきたいと考えております。

更にもう一つ、「資料5の参考」の3ページを御覧いただければと思います。こちらに「3 特記事項」の「(2) 医療機能の分化・連携の推進への対応について」ということで、こちらにも医療施設調査と同様に、この調査の中で現在検討されている機能分化及び連携を図る体制の整備方策に関する検討、実現に必要なデータといったものを把握する必要がないのかどうかといったようなところを御審議いただきたいと考えております。

両調査の諮問の概要に関する説明は、以上です。

では、引き続きお願いいたします。

○瀧村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室長 では「資料4の参考」の「諮問の概要」の1の「(1) 調査事項の追加・変更」等について、補足説明いたします。

まず「ア 病院票、一般診療所票及び歯科診療所票の変更」は、開設者に係る選択肢の変更となります。これは独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正によるものです。

次の「イ 病院票及び一般診療所票の変更等」ですが、2ページにありますとおり、医療情報の電子化の状況をより詳細に把握するため、調査項目の変更・削除・追加等を行っております。

2ページの最初のところですが、医療画像管理システムと申しまして、医療画像診断装置からの画像を電子的に保存、管理するためのシステムですが、こちらに関しましては、今後の導入予定時期を今回追加しております。

また、診療録（カルテ）の電子化の状況につきましては削除しまして、その下の医療情報の電子化の状況に係る調査項目において、より詳細に把握することとしております。

医療情報の電子化の状況に係る調査項目としては、診療録を電子化している場合に、データの保管を行う場所、データの利用場所、情報提供の方法、SS-MIX標準ストレージを実装しているか、していないか。SS-MIXストレージと申しますのは厚生労働省の事業で提唱されました標準規格でありまして、これによってデータを蓄積したツールを採用していると、システムの種類を問わず、様々なデータが相互に利用できることとなります。

その次の遠隔医療システムに関しましては、今回は件数の把握を追加しております。

3ページの「ウ 病院票の変更」ですが、救急医療体制に係る選択肢の変更です。救急医療体制の1番の初期のところ、具体的な医療体制の説明を追加するとともに、その下の内科、小児科、外科等の診療科別の対応の状況とありましたものを、疾患別による対応

状況を把握することとしております。

また、1週間単位の頻度の把握をしておりましたが、地域輪番制に対応している場合もあり、選択肢を変更しております。

エにつきましては、ただいまの説明と同様です。

「オ 一般診療所票の変更等」ですが、一般診療所票に関しましては、保有している歯科設備の調査項目のうち、これまでの調査で保有割合が低いもの、おおむね把握できたものに関しまして、調査項目を削除しております。

また、管理栄養士の配置状況の把握を追加しております。これは最近、一般診療所におきましても、管理栄養士を配置する例が多く見られていることから、追加をしたものです。

4ページの「カ 歯科診療所票の変更等」についてです。まず、技工物作成の委託状況に係る調査項目の削除・変更ですが、おおむね健康が把握されました調査項目については削除しまして、技工物、冠・義歯等、国外で作成をされ、それを輸入し、患者に提供する事例が散見されることから、今回は国内で作成されたものか、国外で作成されたものかということに関して、追加で調査をいたします。

その下の歯科用アマルガムに関してですが、アマルガムと申しますのは、水銀の化合物です。水銀に関する水俣条約が平成25年10月に採択、署名されまして、段階的使用削減のための措置を講ずることとなりましたために、今回、使用状況を把握するものです。

医療施設調査につきましては、以上です。

続きまして、「資料5の参考」の患者調査の「諮問の概要」を御覧ください。

「2 変更の概要」の「(1) 調査事項の変更」です。

まず、副傷病名に係る選択肢の変更です。患者調査では、例えば外来ですと、その外来を受診した主な事由となった傷病名を主傷病名として、入院ですと、入院の事由となった主な傷病名を主傷病名として把握しておりますが、それ以外の診断名につきましても副傷病名として、主に生活習慣病に係るものを選択肢で選んでいただくことになっております。その選択肢の中で高脂血症というものがございましたが、日本動脈硬化学会のガイドラインが変更となりましたことから、今回「脂質異常症」と変更するものです。

2ページです。イの診療費等の支払方法に係る選択肢の変更につきましては、障害者自立支援法が法律の名称の変更となりましたので、それに伴う変更です。

歯科診療所票につきましては、傷病名が選択肢となっております、その中の歯の補てつにつきまして、歯の補てつと歯の欠損補てつを分けて把握するものです。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございました。

今、2つの調査がありました。関連しているということで、一度に御説明いただき、また、審議もあわせてしていきたいと思っております。

何かこの段階で御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○須江総務省統計局長 資料4の参考の5ページなのですが、「3 特記事項」の今後の課題のオンライン調査のところです。

ここで、先ほど話題になった共同利用システムでは、提出状況が把握できないためにオンライン調査ができないような話、IDだけは表示されるが、診療所名の固有名詞が出ないので把握ができないという記述があるのですが、共同利用システムでは調査IDや提出状況などを含む調査票情報はCSV形式でダウンロードをできるようになっていまして、IDに対応する対象者名のデータを持っていらっしゃるはずなので、それで十分管理できると思いますし、そうやってほかの調査を40本近く年間やっていますが、各府省ともそれでやっているはずで、今年実施した350万の住宅・土地統計調査もそうやって都道府県に見てもらって、管理しているということですので、17万でどうしてもできないという話になるのかよくわからないのですが、多分、調査系統とかいろいろな事情があるかもしれないので、私にわかにかい言う話ではないのですが、少し解せないなと思いますので、済みません、念のため申し上げておきます。

○樋口委員長 では、説明をお願いします。

○瀧村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室長 ただいまの御発言にありましたCSV形式によるダウンロードの機能は承知をしておりますけれども、そういった要望ではなくて、受付状況の詳細のトップ画面に施設名称を表示していただきたいということです。

それがなければオンライン調査ができないということではありません。経路機関の審査で医療施設台帳との照合をすることになっており、その台帳のほうには調査対象IDは含まれておりませんので、画面のほうに施設名称を記載していただければ、オンライン化に伴う業務の増大が解消されるということで、改修要望を出しているものです。

○樋口委員長 どうぞ。

○須江総務省統計局長 済みません、もうこの議論を続けるつもりはないのですが、その台帳なるものが電子化されていないというお話なら、それもそうかという気もしますけれども、電子化されているならできないという話はわからないという感じしかないので。

私どもがそれ以上言う話ではないと思いますので、十分御審議いただければと思います。

○樋口委員長 どうぞ。

○山田総務省政策統括官付統計審査官 いずれにいたしましても、現状ですとか、あるいは今後とり得るべき方策にはどのようなものがあるのかについて、調査実施者のみならず、関係府省等の御協力も得ながら、今後、部会審議等の過程等を通じまして、確認、検討するようにしてまいりたいと思いますし、こういったことを通じてオンライン調査が少しでも進むように努めてまいりたいと考えているところです。

○樋口委員長 今回、医療施設調査において、オンラインの調査は病院対象部分だけで、診療所対象部分のオンライン化はできないという結論が出たということなので、どういう経緯なのか部会で説明していただいた上で、何が問題かということをはっきりさせてお

た方がいいと思います。

いずれにしても、オンライン調査ができるようになると、これは回答者にとっても、またプラスになるかと思しますので、前進するための第一歩という形で、これは部会で御審議をいただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 この調査はやはり回答者に対する相当の負担をかけるものになっているかと思えます。私が承知しているだけでも、病院で患者調査については最大2,000人の患者について記録を書かなくてはいけない。1つの病院が書かなくてはいけないということもあるということで、可能であれば、行政記録の活用というのがこれまでも言われてきた分野だろうと思しますので、その点も含めて、これは部会で御審議をいただきたいと思いたいです。

何かこの段階で御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思いたいますが、いかがでしょうか。

それでは、本件につきましては、人口・社会統計部会で御審議いただき、その結果について、本委員会に御報告をいただきたいと思いたいますので、白波瀬部会長を初め、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

今回諮問されました案件の審議に御参加いただくため、資料6のとおり2名の専門委員が本日12月13日付で任命されております。また、統計委員会令第1条第2項の規定によりまして、部会に属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、諮問にあわせて、資料7のとおり指名します。よろしくお願いいたします。

以上で本日の議題は終了いたしますが、最後に、次回の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の統計委員会ですが、来年1月31日金曜日に、本日と同じこの1208特別会議室で開催いたします。時間など、詳細につきましては、別途御案内いたします。

○樋口委員長 以上をもちまして、第71回統計委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。